（様式第1号）

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票（評価対象年度：令和7年度）

施　設　の　名　称	宮城県援護寮
指 定 管 理 者 の 名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
施 設 所 管 部 課 (室)	宮城県保健福祉部障害福祉課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期　　間	管理形態	指定管理者（管理受託者）の名称	摘 要
～ 平成18年3月	管理委託	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成18年4月 ～ 平成21年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成21年4月 ～ 平成24年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成24年4月 ～ 平成29年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成29年4月 ～ 令和 4年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
令和 4年4月 ～ 令和 9年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

※ 管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名　称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
	所在地	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
指　定　期　間	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日 （ 5か年）	
募　集　方　法	■ 公募　□ 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施　設　の　名　称	宮城県援護寮	
所　在　地	宮城県大崎市古川旭5－7－1	
設　置　年　月	平成13年4月	
根　拠　条　例　等	障害者支援施設等条例	
設　置　目　的	精神障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり生活能力の維持、向上等のため必要な支援、訓練を行う。	
施　設　の　内　容	敷　地　面　積	985㎡
	構　　造	鉄筋コンクリート2階建て
	内　　容	一般居室（個室）20、短期入所用居室（個室）2、地域交流室、食堂、相談室、トレーニングルーム、静養室、事務室、洗濯コーナー
開　館　（　所　）　日	通年	
開　館　（　所　）　時　間	午前　時　分 ～ 午後　時　分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業　務　の　範　囲	（1）施設運営の基本的事項 （2）施設の管理運営体制の整備 （3）内部チェック体制 （4）建物・設備等の保守管理 （5）利用者の生活環境等の確保 （6）苦情解決体制の整備 （7）自己評価及び自己点検体制の整備 （8）職員の確保と職員の資質向上 （9）事故発生時の体制の整備 （10）防災防火体制の整備・充実 （11）施設利用者処遇等	
利　用　料　金　制	採 用 の 有 無	□ 有　■ 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	12,960 人	6,590 人	4,557 人	35.2%	69.2%

※ 対象施設が複数ある場合は施設ごとに記入

(2) 延べ利用者数の内訳

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
宿泊型自立訓練	7,300 人	3,905 人	2,742 人	37.6%	70.2%
自立訓練(生活訓練)	4,860 人	2,618 人	1,655 人	34.1%	63.2%
短期入所	730 人	31 人	97 人	13.3%	312.9%
体験入寮(入寮前)	70 人	36 人	63 人	90.0%	175.0%
合　　計	12,960 人	6,590 人	4,557 人	35.2%	69.2%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入　　(単位:千円、%)

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
県指定管理料	88,912	81,074	85,837	96.5%	105.9%
利用料金収入	0	0	0	-	-
その他	0	0	0	-	-
収 入 計 (a)	88,912	81,074	85,837	96.5%	105.9%

(2) 支出

人件費	70,403	57,548	70,293	99.8%	122.1%
施設管理費	8,684	8,350	7,891	90.9%	94.5%
事業運営費	5,136	4,100	3,140	61.1%	76.6%
その他(処遇改善費)	4,689	4,754	3,610	77.0%	75.9%
支 出 計 (b)	88,912	74,752	84,934	95.5%	113.6%

(3) 収支

収　支 (c)=(a)-(b)	0	6,322	903	-	14.3%
前期繰越収支差額	23,140	16,818	23,140	100.0%	137.6%
次期繰越収支差額	23,140	23,140	27,654	119.5%	119.5%

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲

6. 評価対象年度（令和7年度）の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

主な視点	項　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
経済性	施設・設備の維持管理業務の実施	1 清掃、除草、植栽の剪定、追肥（適時） 2 施設整備の点検と修繕（毎月） 3 消防設備、避難経路確保の点検（毎月） 4 空調設備点検清掃（年1回6月） 5 床ワックス、窓清掃（年2回6月、11月） 6 防災警報通信設備点検（年2回6、12月） 7 グリストラップ清掃（年1回6月） 8 殺虫殺鼠業務（年1回6月）	指定管理に関する委託契約に基づき、適切な施設の維持管理に努めました。	A	委託契約による保守点検等が確実に実施され、職員等による建物内外部や敷地内の清掃等が定期的に行われており、適正な保守管理が行われていると認められる。	A
	収支実績	上記「5　管理運営収支実績」のとおり	本会の経理規則に基づき、会計・経理事務の適正な執行を行いました。	A	物価高騰などの影響はあったものの、概ね適切に執行されている。	A
効率性	管理運営体制	本会の経営理念及び経営方針に基づき、事業運営の基本方針及び事業計画を策定しています。また、必要職員数を確保し、本会諸規程に基づき必要な帳簿を備え、適正な施設運営を実施するとともに、職員の人材育成に努めました。 《研修実績》 1 事業所内研修：社会生活技能訓練（SST）研修計　3回、延16人 2 利用者支援に係る専門家からのスーパービジョン　計3回、延16人 3 法人研修：階層別研修　計3回、延3人 自主研修　計11回、延12人 4 サービス管理責任者等基礎研修 計1回、延1人 ※サービス管理責任者等更新研修・研修講師派遣　計2回、延2人 5 虐待防止等研修　計2回、延2人 6 法人内施設・他団体主催研修 計40件、延70人 7 国家資格取得 精神保健福祉士　1人	本会の経営理念及び経営方針に基づき、運営の基本方針及び事業計画を策定するとともに、本会の諸規程に基づき必要な帳簿等を作成し、適正な施設運営を行いました。また、指定管理年度協定書に基づく必要職員数を配置するとともに、人材育成として各種研修会への参加、国家資格取得の奨励を行い、人材育成に努めました。特に利用者支援力の向上として、外部講師を3回招き、社会生活技能訓練（SST）研修を実施しました。さらに社会生活技能訓練については、当該施設以外にも周知を行い多くの方々に参加をいただいております。 年度協定人員配置計画に基づく職員配置は令和8年3月31日時点で、正規職員10人（100%）でした。そのため、臨時職員の募集はしておりません。	A	人員体制について、年間を通して欠員無く、職員研修についても、専門家を招いての研修や精神保健福祉関連の研修を取り入れるなど、利用者支援に繋がる知識の習得に努めている。	A
	人員体制	正規　10　人	非正規　0　人			
	運営業務（ソフト事業等）の実施	1 ケアマネジメントによる個別支援計画の作成と相談支援事業所への交付 2 自立訓練（生活訓練）定員20人 延1,655人 平日の午前・午後に日中プログラムを行い、調理、清掃、買い物、運動、SST、地域移行準備等の訓練を実施 3 宿泊型自立訓練 定員20人 延2,742人 住まいの提供を通じ生活習慣の確立や医療の継続、金銭管理等の訓練を実施 4 短期入所　定員2人 実人員9人 延97人 ※実人員数に緊急一時保護2人含む 5 福祉人材育成 精神保健福祉援助実習受入れ 実人員2人 6 情報公開 広報誌年2回発行、ホームページ15回更新、ブログ23回更新 7 事務事業効率化（デジタライゼーションの取り組み） ①利用者アンケートのGoogleフォーム化、自動集計 ②ミーティング出席管理アプリ作成 ③週案をスプレッドシート化 ④短期入所・体験利用空き状況カレンダーの自動更新化 ⑤Notebook LMによる会議録の自動作成（利用ガイドライン作成） ⑥初期相談箋Googleフォーム化、自動集計 8 セーフティネット機能 緊急一時保護：実人員2人　延44人	1 個別支援計画について、担当職員による月1回のモニタリングと、サービス管理責任者による3か月毎の評価と更新により、定期的に利用者の意思を確認することで支援の質の向上に努めました。併せて、更新した個別支援計画書を相談支援事業所へ交付することで、支援方針を相談支援専門員と共有しています。 2 自立訓練における日中プログラムでは、ADL及びIADLの習得に向けた内容のみならず、講座形式で職員や外部講師による福祉サービスの説明や口腔ケアの仕方など、地域生活で必要となる情報や知識の獲得にも繋がるよう支援しました。 3 毎日の健康観察や服薬管理支援、金銭管理支援を通じて、生活リズムの安定化に繋がるよう支援しました。 4 短期入所ではレスパイト利用が主でしたが、一部諸事情で在宅生活が困難な状況に置かれた方の受け入れも行いました。 5 県内の福祉人材育成のため、実習生の受入れを行いました。また、担当者が大学側主催の説明会や報告会に出席することで、実習指導内容の質の向上や情報共有にも努めました。 6 広報誌やホームページを活用し、事業内容の情報発信に努めました。 7 デジタライゼーションの観点に基づき、事務作業効率化を図ることで、利用者支援の時間や支援力向上のための研修時間を確保できるよう努めました。 8 警察が介入した事例など、諸事情で在宅生活が困難な状態になったケースに対し、関係機関と連携を図って緊急一時保護対応を行いました。	A	各サービスにおいては、安全対策を十分に行った上で利用者のニーズに応える運営業務を行っている。 Googleフォームを活用した利用者アンケート自動集計等デジタライゼーションに取り組み、業務効率化を積極的に図っている。	A
	利用実績	上記「4　施設利用実績」のとおり	令和7年度本入寮利用者7人のうち、入寮前の居所は在宅1人、病院4人、施設2人でした（保護観察ケース2人含む）。 退寮者9人のうち、退所先はグループホーム4人、病院3人、アパート2人でした。	B	前年度に比べ新規入寮は増加したものの、利用者数が計画の半数以下に留まった。今後は、援護寮の情報について周知を継続し、市町村や病院との連携を強め、新規入寮者の受入に努めることが望まれる。	B

有効性	利用者サービスの向上	1 利用者の権利擁護、リスク管理を推進するため危機管理部会、サービス向上部会等を設置 2 福祉サービス自己評価の実施、第三者評価受審、第三者委員会の開催 3 定期的なアセスメントとモニタリングを実施したうえでの個別支援計画の作成。定期的なSIM評価（社会生活の自立度評価指標）の実施 4 研修受講による職員の支援スキル向上 5 利用者サービスへのサービス提供に関するアドバイザーを配置し、年3回スーパービジョンを受けました 6 利用者アンケートの実施 4つの分野（対応、相談、情報・計画、活動）のアンケートを毎月1分野ずつ実施し、利用者の意向を確認してきました。 7 「ヒヤリ・ハット体験報告」、「事故報告」をとりまとめ、再発防止に活かしました（事故4件、ヒヤリ・ハット28件）。 8 従来の「宿泊型自立訓練＋自立訓練（生活訓練）」という2種類のサービスを一体化した提供形式を見直し、利用者の個別ニーズに応じてどちらか一方を選択できるようにしました。	1 指定管理の委託契約に基づき、計画された内容を実施しました。 2 自己評価を実施し、提供サービスの点検を行い、改善計画を作成・実施しました。評価結果及び改善結果について第三者委員会に報告し、助言や指摘をいただき、サービスの質の向上に努めました。 3 アセスメントによる定期的な個別支援計画の作成とモニタリングを実施し、個別ニーズの把握に努めました。また、SIM評価を用いて利用者の状態像を数値化し、ホームページに掲載することで現在の利用者像を把握しやすくしました。 4 精神保健福祉基礎講座等の研修を受講し、精神疾患や福祉制度に関する理解を深めることでサービスの質の向上に努めました。 5 利用者サービスへのサービス提供に関する悩みの解消と職員のストレス軽減（職場定着）を図りました。 6 利用者アンケートを実施し、サービスに対する満足度、ニーズの把握に努め、事業運営に反映しました。 7 「ヒヤリ・ハット体験報告」や「事故報告」が提出される度に職員間で共有するだけでなく、各四半期でのリスクマネジメント委員会で傾向などの分析も踏まえて再度情報を職員間に周知することで、サービスの質の向上に努めました。 8 援護寮では宿泊型自立訓練のみを利用し、日中は他法人の就労継続支援B型事業所へ通うことになった利用者がいました。	A	事業計画に基づき、利用者一人一人の障害特性に応じた支援計画の作成や利用者に合わせた継続的な面談を実施するなど、適切な支援が行われている。 また、多様化している利用者の障害特性に対応するため、積極的な研修受講やアドバイザーの設置しスーパーバイズを受けたほか、利用者ニーズに応じて、従来のサービス提供形式を見直すことで、退寮者の地域移行を円滑にするなど、サービス向上に努めている。	A
	利用者の苦情、要望等の把握とその反映	1 毎月の利用者アンケート　月1回 2 利用者の声の把握と対応　計38件 3 なんでも相談、苦情解決体制の整備と周知 苦情0件、なんでも相談0件 4 相談・苦情に対する迅速な対応、記録、検証、改善、解決	1 アンケートで寄せられた意見等は個別に回答し、信頼関係の構築に努めました。 2 意見箱に投函された要望（無記名）を「利用者の声」として把握し、設備面・支援面で速やかな対策を行いました。 3 利用契約時や日中プログラムの生活講座で、なんでも相談や苦情解決体制を説明しました。ポスターは施設出入口付近に掲示し、利用者や代理人、来客者への周知を図っています。 4 苦情はありませんでしたが、利用者からの生活上の相談についてはその都度対応し、その内容を個々人のケース記録に記載するだけでなく職員全体での引き継ぎでも情報を共有し、対応に努めました。	A	定期的に利用者との個別相談を実施し、要望等に関しては職員全体で情報を共有した上で、他の利用者との話し合いの場を設ける等工夫して、迅速な解決に努め、サービス向上を図っている。	A
その他	県民の平等利用	1 利用希望の常時受け付け、見学対応を実施しました。 初期相談52件、見学29件 2 ホームページ、ブログによる発信の強化 3 本入寮希望者には実態調査を行った上、所定の体験利用プログラムを実施しました。統一した評価票を用いて入寮基準を明確化しています。	1 見学希望者には、希望に応じた日程調整を行いました。 2 援護寮の活動内容等を広く周知するため、定期的なホームページの更新やブログの発信に努めました。 3 入寮の流れについてホームページに掲載し、入寮希望者に向けて情報を発信しました。また、入寮希望者に対して体験利用前の見学時に詳細な説明を行い、事業所利用への理解促進に努めました。	A	体験利用の実施や各事業所や市町村へのパンフレットの配布等、施設の周知活動に努めている。また、待機者名簿を作成し、利用者の平等利用に配慮している。	A
	安全対策	1 防災関係 消防計画の整備及び消防署への届け出、防災訓練の実施（年3回）、食料の備蓄（30人5日分）、職員と業者による防災設備点検を実施しました。 2 屋内外の設備点検（毎月） 3 利用者及び職員に対する防犯、日常生活をする上で必要な対応についての注意喚起を実施しました。 4 不審者対策 刺又等防犯対策備品を常備。古川警察署生活安全課による対策訓練及び防犯講習会を実施しました。 5 感染症予防対策 国、県や法人の対応方針をもとに、感染対策委員会を年4回開催し、感染予防に努めました。	1、2 毎月第1土曜、日曜に消防設備、施設設備の自主点検を行い、故障箇所、危険箇所の早期発見と対策に努めました。 3 日中プログラムの「専門講座」にて、古川警察署員協力のもとで防犯に関する講座を実施し、利用者の意識啓発に努めました。 4 平成28年から古川警察署による防犯講座、不審者対応訓練を継続実施し、安全対策を行いました。 5 感染症対策として利用者に感染症に対する情報提供、注意喚起のポスター掲示、玄関入り口での検温・消毒、マスクの着用、手洗い、うがい等の励行を周知し感染予防に努めました。	A	定期的な防災訓練を実施しているほか、消防設備の点検も適切に行っている。また、警察署による研修及び訓練を実施し、不審者等に関する対策を行っている。 マスクの着用の励行等により感染予防対策が図られている。	A

主な視点	項　　目			評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
その他	個人情報の保護	「宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程」に基づき、施設内にプライバシーポリシーを掲示する等の取組を行い、個人情報の適正な管理に努めました。 また、同規程に基づき個人情報管理責任者を施設長と定めています。 職員会議で諸規程やプライバシーポリシー、具体的行動計画等の読み合わせを行い、全職員への徹底を図っています。	本会の規程に基づき、パソコンのパスワード更新や公文書の外部持ち出し時は管理簿で管理しました。 広報誌やブログの写真掲載については入寮時、年度始めに全利用者から同意書を取り、使用範囲を限定した上で、発行の都度、利用者の方と内容を確認しました。	A	法人で定める規程に基づき、個人情報の保管・管理が徹底され、他者が当該情報を閲覧できない工夫がなされている。	A
	自主事業の実施					
	その他の取組	1 環境認証制度に係る取組として「わが社のe行動宣言」に登録済みで継続遵守してきました。 2 関係機関との連携 家族や市町村、県保健福祉事務所、精神科病院、相談、就労支援等の事業所との連携。日中プログラムでは、古川警察署や古川消防署、保健所、消費生活センター等への講師依頼による専門講座の実施 3 地域自立支援協議会への参加 大崎市自立支援協議会、宮城県自立支援協議会 4 障害者就労施設等からの物品調達 2事業所　87,780円 5 宮城県援護寮見学会の開催 3回24名出席 6 体験入寮の実施 体験入寮前の実態調査　9人 体験プログラムの提供（原則6泊7日）　9人 入寮判定会議　9人	1 環境への配慮については計画どおり実施できています。 2 関係機関との連携 利用希望者、利用者（自立訓練、短期入所）に関する連絡調整、支援会議、モニタリング、通院同行等を密に行い、関係機関との連携を深めました。また、これらの機会をとおして施設についての周知活動を行うことができました。 3 大崎市自立支援協議会（地域生活支援拠点部会）2回、宮城県自立支援協議会（精神障害部会）に2回参加し、地域ネットワークの構築に努めました。 4 障害者就労施設等からの物品調達として、2事業所から食品(非常食、行事食の材料等)、コピー用紙を調達しました。 5 コロナの影響によって、以前繋がりのあった連絡先との関係性が希薄な状況ですが、この状況を改善すべく事業所向けの援護寮見学説明会を開催し利用率増加に努めました。 6 本入寮を希望された方を対象に実際の生活スケジュールを体験していただき、改めて本入寮を希望されるかどうか意思決定する機会を提供しました。入寮判定会議では、体験利用者の生活状況について、記録を元に職員間で再確認したうえで、支援課題の抽出や入寮の可否を判断しました。	A	関係機関との繋がりを強化し、地域に根ざした施設としての取り組みが見られた。また、医療機関や利用者本人・家族を対象とした施設見学会を開催するなど、利用者確保に向けた取り組みに加え、障害者の賃金向上に向け、障害者就労施設等からの物品調達も行われているが、今後も更なる拡充が望まれる。	A
総 合 評 価			社会情勢及び法人対応方針を踏まえて、事業所でのルール変更を適宜行い、安心して利用できる環境づくりに努めました。 指定管理施設として、適切に事業運営、予算執行、県有財産の管理を行い、多様化するニーズに対応できるよう、利用者の特性に応じた個別支援計画の作成に留意し、サービスの質の向上に努めました。	A	利用者の障害特性に応じた個別支援計画の作成や、意向調査を毎月実施する等、地域移行に向けた取り組みも適切に行われている。 また、地域移行後もショートステイの利用促進等、アフターフォローも手厚く行われており、精神障害者の訓練施設としての役割を果たしている。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項　　目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で、主な関係先であった病院の方針により外泊を含めた外部接触の厳格な制限を設けられたことや、連携する機会の多かった病院ケースワーカー及び相談支援事業所相談員の異動・退職等の要因により、関係機関とのつながりが弱まったことで利用率の低下につながりました。また、県内でのグループホーム設置が進んだことで精神障害者の地域生活における選択肢が増えたことや、精神科入院患者の高齢化(65歳以上の割合の増加)が全国的に進行していることも利用率に影響していると推察されます。 その一方、本施設においては「にも包括」における立ち位置の一環として、「制度の狭間の人々」と呼ばれるような警察機関が関与する緊急一時保護依頼や保護観察案件への対応に加え、過去には医療観察法対象事例に関する会議への出席依頼を受けるなど、利用者の障害特性や入寮経路、個別ニーズ等の多様化により、専門的かつ個別支援の必要性がますます高まっています。 以上のことから、利用率の向上に向けて関係機関との繋がりを再構築・強化するための取組を積極的に進める必要があるとともに、様々な特性や背景を有した利用者に対応できる体制を整えるためにも、職員研修などを通して支援力の向上に努める必要があります。 施設の設備面においては、設置後25年が経過したことによる老朽化の影響で日常的な修繕が必要な状況になっています。今後は計画的な施設整備の実施について検討していく必要があります。	地域移行に向けた取り組みの強化により、継続的に地域移行の成果が出ている一方、新規利用者数の伸び悩みが課題となっている。今後は、これまでの地域移行に向けた取り組みを継続・発展させつつ、入寮申し込みから面接までの手続きを迅速に行うなど、新規利用者の受け入れ及び地域移行に向けた取り組みをより強化することが求められる。 利用者の障害特性等の多様化については、引き続き職員研修受講を推進するなどして、支援力の向上に努める必要がある。